

大分大学医学部附属病院中心静脈カテーテル安全管理委員会細則

令和6年5月29日制定

令和6年医学部附属病院細則第4-19号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、中心静脈カテーテル手技（以下「CVC」という。）実施の安全管理に係る事項を審議するために設置する大分大学医学部附属病院中心静脈カテーテル安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) CVC実施の安全管理に関する事項。
- (2) CVC実施に係る評価に関する事項。
- (3) CVC院内資格の認定に関する事項。
- (4) その他CVC実施の安全管理に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 麻酔科の医師 1人
- (2) 心臓血管外科の医師 1人
- (3) 救命救急科の医師 1人
- (4) 内科系診療科の医師 若干人
- (5) 外科系診療科の医師 若干人
- (6) 中央診療施設又は特殊診療施設の医師 若干人
- (7) 医療安全管理部の医師 1人
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 前項に規定する委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第7号の委員のうちから、病院長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、CVC実施の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年5月29日から施行する。